

安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会

調査結果報告書

平成21年6月

茨城県議会

平成 21 年 6 月 22 日

茨城県議会議長 葉 梨 衛 殿

安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会  
委員長 田山東湖

安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会調査結果報告書

平成 20 年第 1 回定例会において本委員会に付託された「安全・安心な食の確保・  
提供等に関する諸方策の調査」について、調査の結果を次のとおり報告する。

# 目 次

	頁
はじめに	1
第 1 審査及び調査方針並びに経過	2
第 2 安心できる食の確保や提供等に係る現状	5
1 食品の安全性に対する県民の不安の広がり	5
2 食料自給率 40% の現実	6
3 危機的状況にある日本の食生活	7
第 3 安心できる食の確保や提供等に係る諸課題	8
1 食品表示制度の課題	8
2 食品安全行政に対する国民の不信感	8
3 食品関連事業者側の課題	10
4 消費者側の課題	11
5 我が国の食料供給基地としての農業大県茨城の課題	11
第 4 安心できる食の確保や提供等に係る今後の施策展開	13
1 安心できる食の確保	13
2 安心できる食の提供	16
3 安心できる食の未来へ	17
おわりに	20
別紙 1 調査に当たった委員	21
別紙 2 委員会活動経過表	22
別紙 3 食の安全・安心の確保に関する意見書	23
資料編	25
1 平成 20 年度県政世論調査（概要版）「Ⅷ 食の安全について」	27
2 食の安全・安心のための工程表	32
3 委員会における委員等の意見（要旨）	51
4 用語解説（五十音順）	59

## はじめに

食は、人の健康はもとより生命を支える礎であり、健康で豊かな生活を送るためにには、食の安全と安心の確保が不可欠である。

近年、科学技術の進歩や国際化の進展により、県民の食生活を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中で、輸入食品による中毒事件や食品の表示偽装など、食の安全性や食に対する安心感を大きく損なう事態が発生し、食の安全や安心に対する不安感が高まっている。

一方、本県は全国有数の農業県であり、首都圏の食料供給基地として確固たる地位を築いている。よって、本県は、安全・安心で質の高い農林水産物及び加工食品の供給に努め、将来にわたって良好な生産環境を維持し、食料供給拠点としての責任を果たし続けていかなくてはならない。

また、県、食品関連事業者、県民においても、食の重要性に対する責務を強く自覚し、食の安全と安心に関するそれぞれの責任や役割を協働して果たしていくことが求められている。

このような中、県議会としても食の安全と安心を確保し、県民の生命や健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の供給及び消費拡大を図っていく方策を真剣に模索していくことが課題となっていた。

これらのこと踏まえ、安全・安心な食の確保・提供等に関する諸方策の調査を進めるため、平成20年第1回定例会において本委員会が設置されたものである。

本委員会の設置期間中においても、県内ではウナギの蒲焼きの産地偽装、全国的には事故米穀の不正規流通問題など、食の安全・安心を揺るがす大きな事案が発生する中で、「安心できる食の確保」「安心できる食の提供」「安心できる食の未来へ」の3つのテーマを設定し、慎重に調査・審議を進めてきた。

本委員会は、設置以来13回にわたる精力的な審査及び調査を積み重ね、ここに報告を行うものである。

## 第1 審査及び調査方針並びに経過

### 1 審査及び調査方針

委員会設置の経緯などを踏まえ、目的、審査・調査項目、調査期間等について、次のように方針を決定した。

#### (1) 目的

昨年から全国各地で相次ぐ食品表示の偽装問題や中国製冷凍ギョーザによる中毒事件の発生等により、食品の安全性に対する不安が広がっており、県民の生命、健康の根本を支える食の安全性確保のための対策が急務となっている。

また、消費者の国内産食品への関心が高まりを見せる中、本県は全国屈指の農業県として、消費者ニーズに対応した安全で質の高い農林水産物などの生産に努めるとともに、地産地消の推進や新たな加工品の開発等に取り組み、県民に対してより安全・安心な食の提供を図っていくことが求められている。

我が国の食料自給率が40%を切る水準にまで低下する中、県民の食の安全を取り巻く現況を調査し、どのようにして安全・安心な食の確保・提供等を図っていくのか、その諸方策について検討を行う。

#### (2) 審査及び調査項目

審査及び調査項目は、次のとおりとした。

##### 【審査項目】

茨城県食の安全・安心推進条例

##### 【調査項目】

###### ア 安心できる食の確保

- ①食の安全推進体制
- ②食品に関する正確な情報の提供と相談体制
- ③適正な食品表示の促進

###### イ 安心できる食の提供

- ①安全・安心のための農薬・肥料等の適正使用
- ②安全・安心のための食品の適正管理

###### ウ 安心できる食の未来へ

- ①自給率向上につながる地産地消等の推進
- ②食育の推進
- ③安心できる食の確保に関する専門的知識を有する人材の育成
- ④エコ農業茨城の推進
- ⑤安全・安心によるブランド化の推進

### (3) 審査及び調査期間

本委員会の審査及び調査期間は、平成 21 年 6 月までの概ね 14 か月とし、平成 21 年第 2 回定例会の会期中に調査結果の報告を行うこととした。

## 2 審査及び調査経過

### (1) 茨城県食の安全・安心推進条例の審査

平成 21 年第 2 回定例会において、付託を受けた茨城県食の安全・安心推進条例案の審査を行い、本会議に審査結果を報告した。

### (2) 安全・安心な食の確保・提供等に関する諸方策の調査

本委員会は、平成 20 年 5 月 19 日の第 1 回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに 13 回にわたる委員会を開催し、調査・審議を進めてきた（別紙 1 調査に当たった委員）。

調査審議に当たっては、保健福祉部、農林水産部、生活環境部、商工労働部及び教育庁の関係部局から、食の安全・安心の確保や提供に係る現状と課題、あるいは、それらに対する施策展開の方針について詳細な資料の提出を求め、その説明聴取を行った。

また、県内の食の安全・安心を取り巻く状況の実情を調査するため、まず県内では、消費者団体の代表者の方、県内を代表する農産物直売所の運営に携わっている方、学校教育の中で食育の要として活動している栄養教諭の方をそれぞれお招きして、意見交換を行った。さらには食を取り巻く状況について全国的な視点からの把握を行うため、雪印乳業（株）において C S R（企業の社会的責任）活動に取り組んでいる方をお招きして、意見交換を行った（別紙 2 委員会活動経過表）。

一方、全国的にも相次ぐ食品表示偽装事件、中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件など県民の食の安全・安心を揺るがす事件が多発する中、県内においてもウナギ蒲焼きの産地偽装事件や事故米穀の不正規流通問題が発生したことなどから、「食の安全・安心の確保に関する意見書」を当委員会から発議し、平成 20 年 10 月 1 日に議長が国の関係機関等に対して意見書を提出したところである（別紙 3 食の安全・安心の確保に関する意見書）。

また、現地調査としては、群馬県内の上信越自動車道藤岡インターチェンジに隣接して設置された農産物直売所「アグリプラザ藤岡」の運営状況等を調査するとともに、群馬県庁においては、食の安全・安心に関する条例の制定経過や運用状況、食品安全行政に関する組織の一元化についての先進的な取組状況などを調

査した。さらには、平成19年度全国地産地消推進協議会会長賞を受賞した栃木県都賀町において、学校給食における地産地消や食育の先進的な取組状況について調査を実施した。

なお、相次ぐ食品表示偽装事件等への対策として、表示偽装に対して強い抑止力を持った県条例の制定が必要であるとの当委員会における議論を踏まえ、執行部においては、委員会の調査・審議と並行して、食の安全・安心の確保を目的とする条例制定に向けた手続きが進められることになったところである。

このような経過を踏まえ、近年の県民の食の安全・安心に関する課題に対応した施策の方向性について、「安心できる食の確保」「安心できる食の提供」「安心できる食の未来へ」の3つの観点から、当委員会が提言をとりまとめたものである。

## 第2 安心できる食の確保や提供等に係る現状

過去にも、BSE（牛海绵状脳症）問題や高病原性鳥インフルエンザ事件の発生などにより、県民の食の安全性に対する不安が高まりを見せた時期は幾度かあった。

しかし、平成19年以降に全国で相次いだ食品表示偽装問題をはじめ、平成20年1月に発生した中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件、さらには同年秋の事故米穀の不正規流通問題、中国製乳製品等へのメラミン混入事件など、県民の食の安全を取り巻く状況が、これほどまでに揺り動かされたことは、かつてなかったのではないか。

平成20年9月に本県が実施した県政世論調査の結果でも、食の安全に対する不安感を問う設問では「とても不安を感じる」と「少し不安を感じる」とを合わせた割合は、回答者の8割を超え、特に20代から50代の女性では9割を超える状況となっている。また、平成15年に実施した同調査の結果と比較しても、「とても不安を感じる」の割合が約15ポイントも上昇している。

食の安全の何について不安を感じるかについての設問では、「輸入食品」の割合が最も多く、約6割（複数回答）を占め、次いで「食品添加物」「偽装表示」の順になっている（資料1 平成20年度県政世論調査（概要版））。

また、中国製冷凍ギョーザ事件をはじめ、輸入食品の安全性への信頼を大きく揺るがした事案の発生は、消費者の国産食品への回帰傾向を生じさせるとともに、我が国の食料自給率の低さ、食料の海外依存度の高さに内在する課題を国民に再認識させるきっかけともなった。

### 1 食品の安全性に対する県民の不安の広がり

#### (1) 多発する食品表示偽装

消費者の食への信頼を大きく揺るがす食品表示偽装事件が、平成19年以降相次いでいる。

一連の食品表示の偽装事件を分類すると、大きくは「消費・賞味期限の表示偽装」と「原材料や産地・銘柄等の表示偽装」の二つに分けられる。

##### ア 消費・賞味期限の表示偽装

（主な事例）

- ・不二家の期限切れ原材料使用問題
- ・北海道の石屋製菓の白い恋人の賞味期限改ざん
- ・三重県伊勢の赤福の消費期限不正表示
- ・大阪「船場吉兆」の菓子の賞味期限や食肉の産地の偽装 など

##### イ 原材料や産地・銘柄等の表示偽装

（主な事例）

- ・秋田の鶏肉加工販売会社「比内鶏」の偽装

- ・北海道のミートホープ社の牛肉偽装
- ・徳島県特産の鳴門ワカメへの外国産混入
- ・外国産ウナギの国内産への表示偽装 など

#### ウ その他

##### 【事故米穀の不正規流通問題】

平成 20 年 9 月、食品衛生法上問題のある事故米を、法令や国との契約に違反して食用として横流しを行っていた事案が発覚した。

#### (2) 輸入食品の安全性に対する消費者の不信

平成 20 年 1 月に発生した中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件などをきっかけとして、輸入食品全般の安全性に対する消費者の不安が広がっている。

##### (主な事例)

- ・中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件
- ・中国製乳製品・加工製品への化学物質メラミン混入 など

#### (3) 残留農薬問題

- 平成 14 年に中国産冷凍ホウレンソウから基準値を大幅に上回る残留農薬が検出されるなど、相次いで残留基準を超える農薬が検出された。
- 国内でも無登録農薬の残留問題が発生したことなどをきっかけとして、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する農薬等のポジティブリスト制度が平成 18 年 5 月から施行された。

## 2 食料自給率 40% の現実

#### (1) 食料の 60% を海外からの輸入に頼らざるを得ない現状

- 我が国の平成 19 年の食料自給率はカロリーベースで 40% しかなく、主要先進国の中でも最低の水準にある。
- 世界の穀物需給が逼迫する一方で、食料の 60% を海外からの輸入に頼らなくてはならない我が国の現状において、将来の食料供給に対して 8 割の人が不安と認識している状況にある（内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」平成 18 年 2 月公表）。

#### (2) 近年の穀物価格等の高騰と世界の食料需給の逼迫

- 近年の穀物価格の高騰や世界の食料需給の逼迫などにより、途上国的一部では食料を求めて暴動が発生するなど、食料危機が現実のものとなっている。昨年 7 月の北海道洞爺湖サミットにおいても、地球環境問題に加えて、食料問題が議題となるなど、我が国が食料の大半を海外に依存し続けることに対して疑問の声が上がりはじめている。

### 【需要面の要因】

- ・中国、インド等の開発途上国を中心とした人口増加に加えて、所得の向上により、畜産物・油脂類の消費が拡大することにより、とうもろこし等の飼料となる穀物や、大豆やなたね等の需要が増加
- ・バイオエタノールやバイオディーゼルなどのバイオ燃料の生産拡大に伴い、原料となるとうもろこし等の需要が世界的に増加し、食料需要との競合が発生

### 【供給面の要因】

- ・地球温暖化の影響や水資源の不足等による農業生産への影響  
(例 豪州の2年連続の干ばつによる小麦の減産等)
- ・食料需要の増大に対応するための耕地単位面積当たりの収量増加や、耕地面積の増加があまり期待できない状況
- ・農産物輸出国の一部では輸出禁止や輸出規制措置を実施

## 3 危機的状況にある日本の食生活

### (1) 食生活の乱れによる生活習慣病の増加など健康への影響

- 栄養バランスの偏りや中高年者の塩分の取りすぎ
- 深刻な問題となっている肥満やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の増加
- 若い世代を中心とした朝食の欠食率の増加など、不規則な食事が多くなっている。

### (2) 伝統的な食文化の喪失等

- 食の大切さを感じられる機会や優れた地域の伝統的な食文化が失われつつある状況
- 食の簡便化と外部化の進展
- サプリメントなど健康食品への依存
- 食品の無駄な廃棄の問題

### 第3 安心できる食の確保や提供等に係る諸課題

県民に対して、安心できる食の確保や提供等を行うに当たっての課題について、委員会における議論を踏まえ、次のとおり整理を行った。

#### 1 食品表示制度の課題

##### (1) 消費者や食品関係事業者にとって複雑でわかりにくい食品表示制度

- 現行の食品表示に対する規制は、JAS法（農林水産省所管）をはじめ、食品衛生法（厚生労働省所管）や景品表示法（公正取引委員会所管）など、目的の違いにより適用される法令等が多岐にわたっており、制度自体が複雑で消費者や食品事業者にとって非常にわかりにくい仕組みとなっている。
- また、食品の期限表示についても、消費期限と賞味期限の意味の違いが一般的の消費者には十分理解されていないなど、誤解を招きやすい仕組みとなっている。消費者保護の立場に立った、わかりやすい食品表示制度に向けた見直しが必要である。
- 食品のインターネット販売など、新たな食品の販売形態に対応する食品表示の規制が必要となっている。

##### (2) 食品表示偽装に対する罰則の甘さ

- 食品表示偽装事件が後を絶たない原因の一つに、JAS法などの食品表示基準違反に対する罰則の適用が緩やかで、偽装に対する抑止力に欠けるのではないかとの指摘がある。

例えば、JAS法では、まず、食品表示の基準を守るべき旨の指示と業者名の公表を行い、この指示に従わなかった場合に指示に従うよう命令し、さらに命令に従わなかった場合に初めて、罰則規定が適用されることになる。それ以前の段階で業者が行政指導等に従ってしまうため、実際にはJAS法では罰則の適用事例が全国的にまだ一件もない状況である。

- また、偽装を行うことによって得られる利益に対して、現行法における罰則の刑の程度が軽すぎる（※個人：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金）ために、偽装が繰り返されているのではないかとの意見もある。
- なお、食品表示偽装の防止対策として、法令違反に係る事業者名の公表は有効であり、制度を適切に運用していく必要がある。

#### 2 食品安全行政に対する国民の不信感

##### (1) 輸入食品に対する国の検査・監視体制の脆弱さ

- 我が国が食料の60%を海外からの輸入に頼らなければならない中で、輸入食品の安全性を確保するための検査体制の強化が重要となっている。

- 違反食品を水際で防ぐためには、国の輸入食品の検査体制についての充実・強化が急務であるが、全国 13箇所の検疫所の体制はけっして十分とはいえない。また、地方自治体に対する情報提供も十分とは言えず、迅速な情報提供が必要となっている。
- 国の検査体制を補完する意味でも、輸入食品や広域流通食品については、国や関係自治体と連携した効率的な検査体制の構築が必要である。  
例えば、国の補完としての自治体の輸入食品の検査も、北関東の自治体が連携して検査を実施すれば、各県の負担も少なくなり、効率的である。近隣自治体の連携により、効率的かつ効果的な輸入食品検査体制の強化を推進すべきである。
- ミニマム・アクセス米が毎年 77 万トン輸入されているが、昨年発生した事故米穀の不正規流通問題では、その事故米の約 75% をミニマム・アクセス米が占めていた。農林水産省の米流通過程におけるチェック体制などに対して批判が高まったが、引き続き流通過程における不正防止策に対して万全を期す必要がある。

## (2) 縦割り行政の弊害

- 食品表示に関する法律が複数あって、所管する部署がバラバラということになると、何か大きな事故があった場合に責任部署があいまいとなり、組織的に迅速な対応が取れなくなるおそれがある。また、特に悪質な食品表示偽装事件に対する対応としては、保健福祉部など関係部局が早い段階で県警に情報提供を行うなど、県警との緊密な連携を図ることが重要である。
- 食品表示偽装等に係る不祥事は内部告発によって明るみに出るケースが多いが、迅速かつ的確に対応することが不可欠である。北海道のミートホープ社の牛肉ミンチ偽装事件の際にも、国の農政事務所、北海道の保健所や警察に情報提供があったにもかかわらず、マスコミによって公にされるまで、きちんとした対応がとられなかつたなど、行政の対応の遅れが指摘されている。事実関係を素早く、徹底的に調査して対応することが重要である。
- 食の安全に関する県民等からの相談内容は多様化しており、一元的に対応できる相談体制を整備することが必要である。
- 消費者行政を一元的に推進するための消費者庁設置関連法案が成立し、今秋にも消費者庁が設置される見通しとなった。消費者庁に対しては、偽装表示、悪質商法、製品事故など、様々な消費者問題解決のための司令塔としての役割が期待されており、我が国の消費者行政は新たな時代の幕開けを迎えようとしている。一方、本県の消費者行政の現状を見ると、住民に身近な消費者相談の窓口となるべき市町村消費生活センターが 14 市町村において未設置（平成 21 年 4 月 1 日現在）の状態にあるなど、消費者相談窓口の一層の充実強化が求められている。

### (3) 食育の推進の必要性

- 食を巡るさまざまな課題が山積する中で、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることを目的とする食育を推進していく必要がある。
- しかし、県内において食育推進計画を作成している市町村数が少ないなど、全体的にみれば市町村における食育への取組が不十分な状況にある。

## 3 食品関連事業者側の課題

### (1) 食品関連事業者のモラルの低下

- 一部の事業者のモラル欠如が食品の偽装表示につながっている面があり、食品関連事業者の法令遵守意識の向上を推進し、併せて適正表示に向けた監視・指導を強化していく必要がある。  
特に食品表示偽装の問題は、大手企業への対応に意識が集中しがちであるが、食品表示制度への理解が十分でない中小、零細規模の食品事業者に対する指導も重要である。
- 企業等は、第三者の目でチェックする仕組みをつくることが大事である。日常の買い物をしながら食品表示状況の点検をしてもらう食品表示ウォッチャーや食品表示に関する相談・情報提供受付窓口である食品表示ダイヤル110番など、消費者からの情報提供を有効に活用することにより、偽装を防止していくことが必要である。

### (2) 農林水産業者の農薬・動物用医薬品等の使用に関する課題

- 農薬の適正使用や生産履歴記帳などの取組は進展してきているが、農薬の誤使用等の事例も発生している。
- 農薬取締法においては、無登録農薬の使用の規制はあるが、無登録農薬を使用した農産物の販売については規定がないため、販売される農産物に無登録農薬が残留しているおそれがある場合への対応が問題となる。
- 動物用医薬品のうち抗生物質などの「要指示医薬品」は、適正に使用されないと畜産物中に残留し、「耐性菌」の出現などを通じ人の健康被害につながるおそれがある。
- 未承認の動物用医薬品が家畜に使用された場合、食の安全上問題になる可能性がある。

## 4 消費者側の課題

### (1) 食品の安全性に関する知識不足と食の情報の氾濫

- 食の安全を推進するためには、消費者も食の安全に関する正しい知識と理解を深め、健全な食生活を自ら守ることが必要である。
- 消費者は食の安全に関する情報の大部分をマスコミから入手しており、マスコミのこれから対応、どう情報を提供していくのかという姿勢が非常に大事である。一方、県民が安心して食生活を送るためには、行政からも正確な情報を提供していく必要があり、パンフレットやホームページなどの既存の情報媒体のほか、住民組織なども活用して積極的に情報発信していくことが重要である。
- BSE問題をはじめ、遺伝子組換え農産物、食品添加物等の健康を害するおそれのある、食の安全性に関わる問題については、行政、事業者、消費者がいろいろ話し合いをもって、いかにリスクを少なくしていくかということのリスクコミュニケーションを図る場の設定をしていくことが必要である。

### (2) 消費者のブランド志向等の強さ

- 消費者は強いブランド志向を持ち、過度の鮮度志向による商品選択を行う一方で、事業者側は過度に短い賞味期限の設定等を行う傾向にあり、結果的にそれらが食品表示の偽装を助長する要因の一つとなっている。

## 5 我が国の食料供給基地としての農業大県茨城の課題

### (1) 消費者の安全・安心のニーズへの対応

- 近年、環境や食の安全などに対する国民の関心が急速に高まっているが、県内では特別栽培や有機栽培など環境や安全・安心に配慮した営農活動の取組はまだ少なく、地域的にも点在している状況にある。
- 県では農村の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を一体的に進めるエコ農業茨城を推進しているが、その前提として必要な、生産現場において化学合成農薬・化学肥料を5割以上削減する栽培技術が、誰もが使うことができる技術として十分確立されていない。
- 特別栽培や有機栽培など環境や安全・安心に配慮して生産された農産物は、通常の栽培方法より労力や経費が余分に掛かるが、それを販売価格へ転嫁させることが厳しい状況にある。

### (2) 茨城県産農水産物の認知度不足、ブランド力の弱さ

- 本県の平成19年の農業産出額は全国第3位で、品目別でも全国1、2位の生産量を誇る品目も多い。また、東京都中央卸売市場における県産青果物

の取扱高のシェアは平成20年に初めて10%を超える、5年連続で全国第1位となるなど、まさに首都圏の台所の役割を果たしている。

しかし、多くの品目が栽培される一方、全国で茨城県産と認知される品目が育たないなど「茨城が農業大県である」とのイメージが弱い現状にある。

- いばらきの味統一キャッチフレーズである「うまいもんどころ」の県民への認知はまだ不十分であり、また、県外に対しても「茨城のイメージ」と一体的に認知してもらうことが必要となっている。

- 現在、本県の農産物のブランド化を図るため、

- ①いばらき農産物ネットカタログへの登録
- ②青果物銘柄産地の指定
- ③いばらきエコ農産物の認証

などで他産地との差別化を進めているが、いずれも認知度が必ずしも高いとは言えない状況にある。

### (3) 我が国の食料自給率向上に向けた農業大県茨城の役割

- 輸入食品の安全性に対する不安が高まりを見せる中、それでも食料の6割を海外からの輸入に頼らざるを得ないのは、国内の農業や食品産業の生産が国内の消費量に対応できなくなっていることが要因となっている。

いつまでも食料の大半を海外に依存していくには、食の安全・安心を確保していくことは困難であり、このような中で、我が国有数の食料供給基地である茨城が、安全・安心な食料の確保・供給に全力で貢献していかなければならない。

- 自給率の向上にも寄与する地産地消の取組は、学校給食においても積極的に推進していくべきであるが、地場産物を活用していくための体制づくり、組織づくりができていないために取組が不十分となっている。学校給食における地産地消を進めるために、教育庁と農林水産部がさまざまな形で情報交換を密にして、地場産物の活用を促進していく必要がある。

- 生産者の顔の見える安心な農産物を県民に広く提供するとともに、首都圏等からの来県者に本県産農産物をアピールできる場としての農産物直売所の活用方策の検討も重要である。

## 第4 安心できる食の確保や提供等に係る今後の施策展開

県民に対する安心できる食の確保や提供等に向けた今後の施策展開に当たっては、次の視点に沿って施策を推進していくよう提言する。

### 1 安心できる食の確保

#### (1) 食の安全推進体制

##### ア 食の安全・安心の確保を目的とする条例の制定

###### 【安全・安心な食の確保と生産・供給に寄与する条例の制定】

- 食の安全・安心に関し、基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明確にするとともに、基本的な施策その他必要な事項を定める、食の安全・安心の確保を目的とする条例を制定すべきである。

なお、条例の制定に当たっては、県民の食の安全・安心の確保に資するとともに、本県の安全で消費者に信頼される農林水産物等の生産、供給に寄与するような実効性の高い、規制的な内容を含む条例とすべきである。

##### イ 食品安全行政に関する組織体制と関係機関との連携

###### 【食品表示に関する監視指導業務の一元化】

- 食品表示に関する指導監督業務については、国の縦割り行政を反映して、本県においても保健福祉部、農林水産部、生活環境部など、法律ごとに所管する組織がバラバラで、事務の執行体制が非効率となっている面がある。昨今の食品表示に関する様々な課題に、総合的に対応するためにも組織の一元化に向けた検討が必要である。

(→ 平成21年4月～ 農林水産部が所管していたJAS法関係の食品表示監視・指導業務を保健福祉部生活衛生課食の安全対策室へ移管)

###### 【食の安全・安心の確保を目的とする条例の完全施行に対応した組織体制の強化】

- 食の安全・安心の推進を目的とする条例が制定された場合には、新条例の施行により新たに生じる事務を確実に執行するため、食品安全関係部署の組織の充実・強化の検討が必要である。

###### 【警察本部との連携】

- 県内においても、刑事事件にまで発展するような、悪質な食品表示偽装事件が発生しており、食品安全行政部門と警察本部との迅速かつ緊密な連携が必要である。

##### ウ 輸入食品の検査体制の充実・強化

###### 【国の輸入食品に係る試験検査体制の充実・強化等に向けた要望】

- 輸入食品の試験検査業務を担う国の組織体制が脆弱であり、一層の体制強

化に向けて、引き続き国へ要望を実施すべきである。

【近隣自治体との連携】

- 輸入食品に対する国の試験検査体制が十分でない間は、県が国の検査の補完的な役割を担う必要があり、近隣自治体との連携による効率的な輸入食品の検査体制の構築をさらに進め、輸入食品のさらなる安全性の確保を図る必要がある。

【食品等輸入業者届出制度の創設】

- 輸入食品の安全性の確保に資するよう、国に対して食品等輸入業者に関する情報提供について働きかけるとともに、県内の食品等輸入業者を把握するための届出制度を創設すべきである。

(2) 食品に関する正確な情報の提供と相談体制

ア 消費者相談体制の強化と情報の共有化

【県民等の相談窓口の一元化】

- 食品の安全に関する相談のワンストップサービス体制の整備を進めるため、県民等からの相談窓口を一元化すべきである。また、関係者からの24時間365日緊急通報受理体制の維持を図るべきである。

【県民への正確な情報提供】

- ホームページ、パンフレット、講習会など多様な媒体を活用して、県民に対して食品の安全に関する正確な情報を提供していくべきである。

【関係機関による情報の共有化】

- 警察、消防、医療機関など関係機関相互の食品安全関連情報の共有化と市町村への迅速な情報提供が重要である。

【消費者への意識啓発の重要性】

- 食の安全を推進するためには、消費者の食品に関する正しい知識と理解が不可欠であり、あらゆる機会を通じて消費者に対する意識啓発の充実を図っていくべきである。

また、食品事故等の発生に伴い、関係のない産地や食品メーカーの生産物等が売れなくなるなどの風評被害も発生しており、消費者に対して正しい食品安全情報を迅速に伝える仕組みの確立も重要である。

【消費者行政の充実・強化】

- 消費者庁設置関連法に併せて、国が創設した地方消費者行政活性化交付金を財源として、県では昨年度末、「茨城県消費者行政活性化基金」を造成したところである。消費者の高度で、複雑化した相談内容に迅速に対応するためにも、この基金を最大限に活用し、県消費生活センター機能の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

- また、消費者に最も身近な相談窓口である市町村消費生活センターについ

ては、未設置市町村に対し、設置に向けた働きかけを引き続き行うとともに、既存の市町村消費生活センターに対してもその機能の充実に向け、支援体制の強化を図っていくべきである。

#### イ リスクコミュニケーションの推進

- 食品関連事業者、県民、行政がそれぞれの食品の安全性確保に係る取組についての意見交換や、情報の共有化など、相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションを、多様な媒体を活用して積極的に推進していくべきである。
- リスクコミュニケーションを推進するために、地域に入って行って、地道な活動ができるような人材づくりや消費者団体との連携も重要である。

### (3) 適正な食品表示の推進

#### ア JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

県、食品関連事業者、消費者が一体となって食品表示の適正化に取り組む体制づくりを推進していくため、次のような施策を講じるべきである。

- ・食品事業所に対する巡回調査回数の増加による指導強化  
(→平成21年度～ 保健福祉部生活衛生課食の安全対策室に監視指導に係る専任職員を配置)
- ・食品関連事業者の自主的な食品表示の適正化を推進するため、食品表示制度に関する講習会受講者を「食品適正表示推進員」として登録する制度の創設
- ・食品表示ウォッチャーの増員など消費者の協力による監視体制の強化  
(→平成21年度～ 食品表示ウォッチャーを100名から150名に増員)
- ・食品表示ダイヤル110番等を活用した情報収集及び調査の実施
- ・食品関連事業者の法令遵守徹底のため、県庁内の部局横断的な取組による食品表示セミナーや業種別研修会の開催
- ・内部通報があった場合の通報者保護への配慮と早急な対応の実施

#### イ 食品衛生法に基づく適正な食品表示の推進

食品関連事業者の法令遵守意識の向上を推進するとともに、食品の適正表示に関する指導を強化していくべきである。

- ・食品関連事業者に対して、事業者講習会等の開催による法令遵守意識の向上、業界団体の自主的な取組に対する支援
- ・適正表示に対する監視・指導の強化
- ・食品衛生法違反者の積極的な公表

## ウ 食品表示一元化法の制定に向けた国への働きかけ

縦割り行政の弊害をなくし、消費者にわかりやすく、安心できる食品表示制度とするため、多岐にわたる食品表示関連法令を一元化するための食品表示一元化法の早期制定と併せ、食品表示違反に対する直罰規定の導入を含めた罰則の強化について、引き続き国に対して働きかけを行すべきである。

(→ 平成 21 年 4 月 J A S 法の一部改正により、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処するものとする罰則規定が新設された。)

## 2 安心できる食の提供

### (1) 安全・安心のための農薬・肥料等の適正使用

- 農薬の誤使用を防止するために農薬ごとに定められている使用基準の徹底については、JA の部会生産者等だけでなく、直売所への個人出荷者等に対しても幅広く指導していくべきである。
- 無登録農薬を使用した農産物の出荷又は販売の停止、自主回収等の措置を講じることも検討すべきである。
- 安心できる畜産物や養殖水産物の提供を図るため、飼料や飼料添加物の適正使用に関する指導等に努めるべきである。
- 家畜の病気治療に使用される動物用医薬品の適正使用の推進に向け、指導の徹底に取り組むべきである。
- 牛肉トレーサビリティ法により異動履歴の報告が義務づけられている牛肉以外の畜産物についても、消費者の立場に立った安心できる「顔の見える畜産物生産」に対する生産者の意識向上を図るべきである。

### (2) 安全・安心のための食品の適正管理

#### 【G A P 手法（適正農業規範）の推進】

- 消費者に安全な農産物を提供するために、あらかじめ農薬の使用や衛生管理などの注意点を明らかにし、その対処方法などをマニュアル化して管理する G A P の取組は大変有効であり、さらに導入を推進していくべきである。
- 本県は J G A P の認証件数が全国 2 位であり、本県の農産物の安全性をアピールするためにも、もっとその事実を P R していくべきである。

また、G A P の導入推進に当たっては、新たな販売ルートの確保の可能性など、農家にもっと導入のメリットを明確に示せるような支援体制を整えながら、普及促進を図っていくべきである。

#### 【H A C C P 方式の普及】

- H A C C P （ハサップ）方式及び県独自の「いばらきハサップ」認証制度

の普及については、関係者に対してもっと導入のメリットをPRして、普及促進を図っていくべきである。また、導入に比較的消極的とされる中小企業の食品関連事業者に対しても、HACCP方式の普及を図っていく必要がある。

### 3 安心できる食の未来へ

#### (1) 自給率向上につながる地産地消の推進

##### ア 地域農水産物を活用した学校給食の促進

- 学校給食に地域農水産物を活用するためには、食材の安定的な価格の維持と量の確保が不可欠である。このため、生産者、流通関係者、学校給食関係者等が連携して、地産地消を促進するための体制づくりを進める必要がある。
- 教育庁と農林水産部が密接な連携を図りながら、市町村、生産者団体等に対して、学校給食への地域農水産物の活用について積極的な働きかけを行っていくことが重要である。
- 学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるため、次の食育推進計画の改定の際には、現行の「30%以上」を上回る水準の数値目標の設定を行うべきである。

##### イ 農産物直売所等による地産地消の推進

- 県内の直売所を地産地消の拠点とともに、県内産農産物を県外にもPRする場として有効に機能するよう、直売所全体のレベルアップに向け、専門家等による助言などにより積極的な支援を行っていくべきである。
- 県内直売所の合同フェアの開催や県内直売所のネットワークづくりを促進していくべきである。
- 茨城空港の開港、北関東自動車道の県内区間全線開通などを大きなチャンスと捉え、高速道路のインターチェンジ付近など、県外からの来客が見込まれる場所に本県の農業大県としてのイメージアップにつながるような大型直売所の設置を促進していくべきである。
- 県や開発公社の工業団地の未処分地の活用なども念頭において、農産物フェアの開催や農業大県をイメージさせるような拠点の整備を検討すべきである。
- 地産地消の推進の観点からだけでなく、茨城の農林水産物の全国的な情報発信にもつなげるため、県内の工業団地等に進出している県外企業等に対して、地場産の農産物等を積極的にPRしながら、直接販売していくような試みを全県的な取組として推進していくべきである。

- 直売所に対する認証制度の創設や直売所の運営に関する研修会の開催など、茨城の農産物の顔としてふさわしい直売所にレベルアップするための、全体的な質の向上や安全・安心の確保が図れるような仕組みづくりを検討すべきである。

#### ウ 農商工等連携による地域産品を活用した新商品開発等の支援

- 農林水産業と商工業に係る府内関係部局及び関係機関・団体による組織的な連携体制の構築の基に、新商品開発など事業化へ向けた支援を積極的に展開していくべきである。

#### (2) 食育の推進

- 県民の健全な食生活の実現に向け、望ましい食習慣づくりと朝食摂取率の向上を図っていくべきである。
- 地域の特性を生かした市町村の食育推進計画の作成へ向け、積極的に働きかけを行うべきである。
- 学校において菜園を作り、自分たちで作った本物の野菜の味を教えることも重要である。子供たちが農作業の体験によって、食の安全に関して食品表示だけに頼らない、自分の五感による食の自己管理能力を身につけさせていくことが大切である。

#### (3) 安心できる食の確保に関する専門的知識を有する人材の育成

- 子供たちに望ましい食習慣を身につけさせるため、学校における食育の要となる、食に関する指導の専門職である栄養教諭の計画的な配置を推進していく必要がある。

#### (4) エコ農業茨城の推進

- 用排水路の江ざらいや草刈りなどの環境保全活動に取り組む地域で、化学合成農薬、化学肥料を5割以上削減していく、「いばらきエコ農産物」の認証の普及促進を図るべきである。また、消費者や流通関係者に対してエコ農産物のPR活動を積極的に行い、全県的な展開を図っていくべきである。
- いばらきエコ農産物の認証制度の運用にあたっては、消費者に対する認証の信頼性を担保するため、基準どおりの栽培方法が行われるよう研修や指導を定期的に実施していくべきである。

#### (5) 安全・安心によるブランド化の推進

##### ア 本県農林水産物のイメージアップ

- 茨城の農業は産出額では全国第3位、品目別でも生産量全国1、2位を

誇る品目も多いが、茨城県産農産物のブランド力自体はけっして高いとはいえない。今後は食の安全・安心などをアピールした、茨城のブランド力を高めるための一層の取組が重要である。

- 「うまいもんどころ」のキャッチフレーズは、県内では徐々に浸透しつつあるとはいえるが、県外での認知度は十分とはいえない状況にある。現在の消費者の「安全性」「健康」など新しいニーズを捉え、茨城の農産物の安全・安心を前面に押し出した新しいキャッチフレーズ作成の検討を行うべきである。

#### イ 食料供給大県茨城の確立に向けて

##### 【本県農林水産物のイメージアップにつながる全県的な農林水産物フェアの開催】

- 輸入食品の安全性に対する消費者の不安感の増大の影響などもあり、農産物直売所の人気が高まっている。茨城の農林水産物のイメージアップのためには、生産者の顔の見える安全・安心な農産物を直に手にとって体感してもらうことができる直売所が有効な手段となりうる。

また、茨城の食のすばらしさを本県の優れた観光資源と一体的に実感してもらい、地元に帰ってから口コミでPRしてもらえるような仕組みづくりも必要である。

本県は広域交通ネットワークの概成を間近に控えており、首都圏等からの多くの来県者が期待できるような農産物直売所の合同フェアの開催を検討すべきである。

## おわりに

相次ぐ食品表示偽装問題に続き、平成20年1月に発生した中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件は、国民全体に大変な衝撃を与えた。

また、本委員会が設置された同年の3月以降も、ミニマム・アクセス米などにおける事故米穀の不正規流通問題の発生、中国製乳製品へのメラミンの混入事件など、県民の食の安全を揺るがす大きな事件が立て続けに発生した。

食の安全・安心を巡るこれほどまでの危機的な事態の発生は、本委員会の設置当初における予想をはるかに上回るものであったが、本委員会は直面する食の安全・安心をめぐる危機を開拓すべく、県民の食の安全・安心の確保や提供のための諸方策について、鋭意調査審議を進め、ここに提言をしたところである。

食の安全・安心の確保や提供に関する課題は、本県が単独で対応できるものばかりではないが、執行部においては本委員会の提言を真摯に受け止め、県民の安全・安心な食の確保と提供のため、国や近隣自治体等との緊密な連携・協力のもと、早急に対応策を実行に移されることを切に望むものである。

なお、本委員会における審議経過等を踏まえ、執行部においては、本年4月から農林水産部が所管していたJAS法の食品表示関係の事務を保健福祉部生活衛生課食の安全対策室に移管するなど、食の安全推進体制の強化を図るとともに、「茨城県食の安全・安心推進条例案」をとりまとめ、平成21年第2回定例会に議案として提出されたところである。

現時点における本委員会の所期の目的は一応達成されたと言えるものの、引き続き食品表示偽装問題への対応をはじめ、輸入食品の安全性の確保や農業大県茨城としての食料自給率向上への取組など、まだまだ積み残しとなつた課題も多く、県民の食の安全に対する不安も解消されたわけではない。

今、100年に一度といわれる経済不況の中で、県民の最大の関心事は景気対策に移った感はあるが、人の生命・健康に直結する食の安全・安心を巡る問題は今後さらに拡大し、深刻化していくことも懸念され、平成19年以降発生した一連の事件から得た教訓を風化させることは決してあってはならないのである。

本県にとっても県民の食の安全・安心の確保や提供への取組は、これからが本番であることを強く認識しておく必要がある。

以上申し添えて、本委員会の報告とする。

調査に当たった委員

委 員 長	田 山	東 湖
副 委 員 長	磯 崎	久 喜 雄
委 員	高 橋	靖
〃	福 地	源 一 郎
〃	鈴 木	穂 市
〃	横 山	忠 治
〃	常 井	洋 長
〃	関 畠	宗 俊
〃	澤 井	光 一
〃	石 田	邦 一
〃	白 田	夫 一
〃	粕 田	信 良
〃	小 林	靖 一
〃	今 村	男 一
〃	半 村	男 登
〃	田 村	けい子

(～H21.1.26)

## 別紙 2

## 委員会活動経過表

時 期	審議事項等	備 考
1 平成 20 年 5月 19 日 (月)	○ 調査方針及び活動計画の決定 ○ 現状と課題 (1) ・ 安心できる食の確保	特別委員会室 2
2 6月 16 日 (月) 《定例会中》	○ 現状と課題 (2) ・ 安心できる食の確保 ・ 安心できる食の提供 ・ 安心できる食の未来へ	特別委員会室 2
3 7月 7 日 (月)	○ 参考人意見聴取 (1) 茨城県消費者団体連絡会 会長 谷萩 八重子氏 茨城県学校栄養士協議会 前会長 高槌 初子氏 全国農業協同組合連合会茨城県本部販売企画部 ポケットファームどきどき 所長 小泉 孝光氏 ○ 基本的な施策の方向性 (1) ・ 安心できる食の確保 ・ 安心できる食の提供	特別委員会室 2
4 8月 20 日 (水)	○ 参考人意見聴取 (2) 雪印乳業 (株) 取締役 日和佐 信子 氏 ○ 基本的な施策の方向性 (2) ・ 安心できる食の未来へ	特別委員会室 2
5 9月 22 日 (月) 《定例会中》	○ これまでの議論の経過の整理 ○ 食の安全・安心に関する条例	特別委員会室 2
6 10月 27 日 (月)	○ 食品偽装に係る法制度と条例 ○ 食品偽装問題に係る県の対応の方向性	特別委員会室 2
7 11月 27 日 (木) ～ 28 日 (金)	○ 県外調査 (群馬県、栃木県)	
8 12月 16 日 (火) 《定例会中》	○ 具体的な施策展開 ・ 安心できる食の確保 ・ 安心できる食の提供 ・ 安心できる食の未来へ	特別委員会室 2
9 平成 21 年 1月 22 日 (木)	○ 食の安全・安心の確保を目的とする条例骨子 (1) ○ 調査方針と活動計画変更	特別委員会室 2
10 2月 16 日 (月)	○ 食の安全・安心の確保を目的とする条例骨子 (2) ○ 「食料供給立県 (仮称)」への取り組み ○ 食の安全・安心のための工程表の検討	特別委員会室 2
11 3月 13 日 (金) 《定例会中》	○ 報告書骨子 (案) の検討	特別委員会室 2
12 5月 18 日 (月)	○ 最終報告書 (案) の検討	特別委員会室 2
13 6月 17 日 (水) 《定例会中》	○ 茨城県食の安全・安心推進条例案の審査 ○ 最終報告書の決定	特別委員会室 2

## 食の安全・安心の確保に関する意見書

昨年来の相次ぐ食品表示偽装事件をはじめ、今年1月の中国製冷凍ギヨーザによる中毒事件、今般のミニマム・アクセスに係る事故米の不正規流通事件の発生、さらにはメラミンが混入した可能性のある食品の国内での流通により、食品の安全性に対する国民の信頼は、正に根底から揺らぎ始めている。

国民の食への信頼を回復するためには、輸入食品に対するさらなる安全性の確保を図るとともに、わかりやすく、かつ厳正な食品表示制度の確立を図っていく必要がある。

例えば、我が国では厚生労働省所管の「食品衛生法」、農林水産省所管の「JAS法」など食品表示に係る法律が複数あることから、消費者や食品関連事業者等にとってわかりにくく制度となっている。また、国と地方との役割分担においても、国からの権限移譲が不十分なことから、地方においては効率的な食品表示指導に支障を来している状況にある。

一方、平成18年5月から施行された残留農薬等のポジティブリスト制度は、食の安全・安心の確保の観点からは有効な対策と考えられるが、いわゆる一律基準については個々の農薬等の毒性試験など科学的評価に基づくものでなく、不合理な面も生じているため、一律基準が適用されている農薬等に対し早期に残留基準の設定を行う必要がある。

このようなことから国においては、食の安全・安心の確保と信頼の回復を図り、国民の健康を守るため、下記の事項について早急に実施されるよう強く要望する。

## 記

- 1 輸入食品に対する消費者の信頼回復を図るため、輸入食品の検査体制の充実・強化を図ること。
- 2 今般のミニマム・アクセスに係る事故米の不正規流通事件の発生を真摯に受け止め、流通過程における不正防止策に対して万全を期すこと。
- 3 消費者がわかりやすく、安心できる食品表示制度とするため、食品表示一元化法を早期に制定するとともに、罰則規定を強化すること。
- 4 食品表示に関する法律の一元化に合わせて、消費者の立場に立った、食品表示の効率的な監視・指導が行えるよう、国と都道府県の役割分担を見直すこと。
- 5 食品表示一元化法の制定にあたっては、インターネット販売など、新たな販売形態における食品表示に関する規定を整備すること。
- 6 食品衛生法におけるポジティブリスト制度において、一律基準が適用されている農薬等に対して残留基準を早期に設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月1日

茨城県議会議長 桜井富夫

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣（食品安全）